

総合特別区域基本方針の一部変更について

〔 令和 2 年 3 月 31 日
閣 議 決 定 案 〕

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年 8 月 15 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第四の 1 ①vii)、②、③及び第五の 3 ②中「第五の 4」を「第五の 3」に改める。

第四の 1 ③中「経済社会的効果」を「経済的社会的効果」に改める。

第五の 2 ①中「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改める。

第六の 3 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

別表 3 に別紙 1 のように加える。

別紙 1

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
離島の病院における地域包括ケア入院医療管理料の算定について	医療機関の病床数が一定程度未満であることを基準としている診療報酬について、離島等の医療資源の少ない地域においては、当該基準の病床数を2割超過しても差し支えないこととする。	健康保険法（大正11年法律第70号） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）	平成30年4月1日施行 （措置済）	厚生労働省
離島の病院における在宅療養支援病院の要件緩和について	医療機関の病床数が一定程度未満であることを基準としている診療報酬について、離島等の医療資源の少ない地域においては、当該基準の病床数を2割超過しても差し支えないこととする。	健康保険法（大正11年法律第70号） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）	平成30年4月1日施行 （措置済）	厚生労働省
とん税・特別とん税の課税に係る合理的取扱い	開港に入港した外国貿易船が積荷の準備等の都合により、当該開港を一時出港したものの、近隣の検疫錨地（不開港）に停泊することができず、やむを得ず待機のみを目的として他の開港に入港、若しくは、24時間を超えて外洋において待機の後、当該開港に再入港する場合は、当該再入港の際のとん税及び特別とん税（とん税等）を非課税とする。	とん税法基本通達7-4 （平成31年3月30日財関第437号）	平成31年4月1日施行 （措置済）	財務省

総合特別区域基本方針 一部変更

下線：変更箇所

>

変 更 案	現 行（平成 31 年 1 月 8 日最終改正）
総合特別区域基本方針 （略） 平成 23 年 8 月 15 日閣議決定 （略） 平成 31 年 1 月 8 日一部変更 <u>令和 2 年 3 月 31 日一部変更</u> （略） 第一～第三（略） 第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項 1 総合特区計画の認定に関する基本方針 ① 総合特区計画に関する基本的事項 （略） vii) <u>第五の 3</u>に基づく総合特区計画に基づき実施される財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。） （略）	総合特別区域基本方針 （略） 平成 23 年 8 月 15 日閣議決定 （略） 平成 31 年 1 月 8 日一部変更 （略） 第一～第三（略） 第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項 1 総合特区計画の認定に関する基本方針 ① 総合特区計画に関する基本的事項 （略） vii) <u>第五の 4</u>に基づく総合特区計画に基づき実施される財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。） （略）

② 認定申請の主体及び手続 (略) <u>第五の3</u>に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、これらに加え、国と地方の協議会における協議結果を踏まえた総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付するものとする。 (略) ③ 総合特区計画の記載事項 ア) 法第 12 条又は法第 35 条に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載するものとする。 a) 総合特区の名称 b) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす <u>経済的社会的効果</u> (略) なお、<u>第五の3</u>に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、当該事業について d) に記載することが必要である。関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めることとする。ただし、認定を受けた総合特区計画（以下「認定総合特区計画」という。）に事業が記載されることにより、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない。 (略) 第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画 (略) 2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置 ① 特例措置の内容	② 認定申請の主体及び手続 (略) <u>第五の4</u>に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、これらに加え、国と地方の協議会における協議結果を踏まえた総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付するものとする。 (略) ③ 総合特区計画の記載事項 ア) 法第 12 条又は法第 35 条に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載するものとする。 a) 総合特区の名称 b) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす <u>経済社会的効果</u> (略) なお、<u>第五の4</u>に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、当該事業について d) に記載することが必要である。関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めることとする。ただし、認定を受けた総合特区計画（以下「認定総合特区計画」という。）に事業が記載されることにより、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない。 (略) 第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画 (略) 2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置 ① 特例措置の内容
---	--

国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、<u>令和2年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の期間内に、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた法第2条第2項第2号の特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）の取得等をしてその事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の11又は第68条の14の2及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。 （略） 3 総合特区における財政上の支援措置 （略） ② 総合特区推進調整費を活用した支援 <u>第五の3①</u>によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。 （略） 第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項 （略） 3 施行状況の検討等 <u>令和2年度</u>までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、	国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、<u>平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</u>の期間内に、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた法第2条第2項第2号の特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）の取得等をしてその事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の11又は第68条の14の2及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。 （略） 3 総合特区における財政上の支援措置 （略） ② 総合特区推進調整費を活用した支援 <u>第五の4①</u>によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。 （略） 第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項 （略） 3 施行状況の検討等 <u>平成32年度</u>までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 また、総合特区の指定については、総合特区の指定状況及び取組の終了状況等を踏まえ、
--	---

「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

別表 1（略）

別表 2（略）

別表 3 全国において実施することとされた規制改革
(略)
(新設)

事項名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
離島の病院における地域包括ケア入院医療管理料の算定について	医療機関の病床数が一定程度未満であることを基準として、離島等の医療資源の少ない地域においては、当該基準の病床数を2割超過しても差し支えないこととする。	健康保険法（大正11年法律第70号） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）	平成30年4月1日施行 (措置済)	厚生労働省

「選択と集中」の観点から必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

別表 1（略）

別表 2（略）

別表 3 全国において実施することとされた規制改革
(略)

<u>離島の病院における在宅療養支援病院の要件緩和について</u>	<u>医療機関の病床数が一定程度未満であることを基準として、いる診療報酬について、離島等の医療資源の少ない地域においては、当該基準の病床数を2割超過しても差し支えないこととする。</u>	<u>健康保険法（大正11年法律第70号）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>	<u>平成30年4月1日施行（措置済）</u>	<u>厚生労働省</u>	
<u>とん税・特別とん税の課税に係る合理的取扱い</u>	<u>開港に入港した外国貿易船が積荷の準備等の都合により、当該開港を一時出港したものの、近隣の検疫錨地（不開港）に停泊することができず、やむを得ず待機のみを目的として他の開港に入港、若しくは、24時間を超えて外洋において待機の後、当該開港に再入港する場合は、当該再入港の際のとん税及び特別とん税（とん税等）を非課税とする。</u>	<u>とん税法基本通達7-4（平成31年3月30日財関第437号）</u>	<u>平成31年4月1日施行（措置済）</u>	<u>財務省</u>	